

平成29年度
事業計画



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

目 次

▶基本理念（P.1）

▶経営理念（P.1）

▶基本姿勢（P.1）

▶重点目標（P.2～）

○事務局

○居宅介護支援センター

○デイサービスセンター

○ホームヘルパーステーション

▶活動内容（P.4～）

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営（P.4）

（1）理事会の開催

（2）評議員会の開催

（3）内部監査の実施

（4）役員先進地視察研修の実施

（5）人事管理制度の推進

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進（P.4）

（1）社協だよりの発行

（2）ホームページ等による福祉情報の発信

（3）地域福祉活動計画推進状況の周知

（4）早島の匠ミニギャラリーの実施

2. 会費・寄付・募金の収受（P.5）

（1）住民会員・会費の募集

（2）一般寄付等の受納

（3）共同募金運動の推進

3. 住民参画型生活支援活動の検討（P.5）

（1）外出支援活動の検討

（2）生活支援活動の検討

（3）生活支援サポーターの養成^新

4. 福祉活動員活動の支援（P.5）

（1）福祉活動員協議会活動の支援

（2）福祉活動員育成に向けた支援

5. 地区福祉活動の推進（P.5～）

（1）高齢者給食サービス活動の推進

（2）ふれあい・いきいきサロン活動の推進

（3）夏季一斉友愛訪問活動の実施

（4）年末大掃除おたすけサービスの実施

（5）地区福祉活動の支援

6. 福祉啓発（教育）の推進（P.6）

- （1）地域住民への啓発活動
- （2）夏のボランティア体験の実施
- （3）福祉教育への協力支援
- （4）コミュニケーション麻雀の普及推進
- （5）福祉啓発事業の推進

7. ボランティア活動の推進（P.7）

- （1）ボランティア保険の加入支援
- （2）福祉ボランティアグループ活動の支援
- （3）ボランティア活動に関する相談・調整
- （4）ボランティア調整機能の検討

8. 福祉団体活動の支援（P.7）

- （1）福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

9. 在宅福祉サービス事業の実施（P.7）

- （1）福祉有償運送事業の実施
- （2）福祉用具貸出サービスの実施

10. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助（P.8）

- （1）福祉・生活支援相談対応の環境整備
- （2）生活福祉資金貸付事業の実施
- （3）日常生活自立支援事業の実施

11. 地域福祉センターの管理運営（P.8）

- （1）施設利用の促進
- （2）備品・用具の貸出

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施（P.8）

- （1）居宅介護支援事業の実施
- （2）介護予防居宅介護支援事業の実施^新

2. 通所介護事業の実施（P.9）

- （1）通所介護事業の実施
- （2）介護予防通所介護事業の実施
- （3）介護予防・日常生活支援総合事業の実施^新
- （4）介護保険外サービス事業の実施

3. 訪問介護事業の実施（P.9～）

- （1）訪問介護事業の実施
- （2）介護予防訪問介護事業の実施
- （3）介護予防・日常生活支援総合事業の実施^新
- （4）介護保険外サービス事業の実施
- （5）居宅介護事業の実施
- （6）障がい児者移動支援事業の実施

平成29年度早島町社会福祉協議会事業計画

▶本会の基本理念

お互いが支えあい 安心して
幸せに暮らせる 住みよい地域をつくります

▶本会の経営理念

本会役職員は、基本理念に則り地域福祉事業の推進と介護保険事業の充実・発展を図るとともに、安定した法人運営に心がけてまいります。

▶本会の基本姿勢

高齢化と介護保険制度等の進展を、事業展開の課題から契機として捉え、本会の基本理念である地域福祉事業と介護保険事業の相乗効果が図れる法人運営を行ってまいります。

地域福祉事業では、平成27年度スタートの「地域福祉活動計画」が3年目を迎えます。9つの活動目標への取り組みを点検評価していくとともに、地域の支え合い活動や生活支援サービスの輪が着実に広がっていくよう、関係団体・行政との連携強化や、担い手の育成に努めてまいります。

介護保険事業では、介護報酬が減額された第6期介護保険制度の最終年度を迎えるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業が全面実施される平成30年度からの第7期制度を見据え、新制度への積極的対応と収支バランスの改善に努めてまいります。このため、早島町と連携して新体系の総合事業を進展させるとともに、利用者本位に立った良質で安心感のある介護サービスの提供により、安定した事業経営をめざします。

これらを総合的に展開していくため、新法人制度の役員・評議員のもと、利用者の利便性向上のための施設等の環境改善、職員の職務環境改善に取り組むとともに、社会福祉法人の地域貢献と経営の安定が求められる中、役職員一人ひとりが足元を固め安定した法人運営に努めてまいります。

○事務局重点目標

1 地域福祉活動計画に基づく福祉活動・事業の推進

『はやしまほっとプラン』の3年目の事業活動として、福祉施設・団体や民間事業所との連携強化を行い、各施設・団体・事業所の特色を活かした協働事業の可能性を探求します。

また、引き続き、ゴミ出しや移動支援、買い物支援等の『住民協働の生活支援活動』の検討や相談対応等の体制づくりに向け、行政や関係団体との協議を進めるとともに、計画の進捗状況を積極的に発信し、活動推進への更なる住民参画を働きかけます。

2 事務局業務の効率化と職場環境の整備

法人運営、施設管理等の総務、経理事務や労務管理、地域福祉推進の業務を少人数の兼務で行う事務局体制について、職員の入替りに伴い、通常業務に支障が出ないよう新体制での円滑な業務推進に努めます。

また、システム導入運用による総務・庶務業務の事務効率化を図るとともに、今後の職員体制増強に向け拡張した事務所内や館内の機能性、生産性を考慮した環境整備を行い、円滑な業務推進や来館者の利便性の向上を図ります。

○居宅介護支援センター重点目標

1 地域包括ケアや地域福祉推進へ向けた連携強化

在宅介護支援の中核を担う介護支援専門員が、日頃把握する利用者の福祉課題や生活ニーズを事務局や地域包括支援センターとより細かく共有し、課題解決に向けた活動の協議や活動推進に参画します。

また、引き続き、地域福祉活動への参加による介護（福祉）情報発信や地域住民と連携した利用者の生活支援、社会参加の促進に努めます。

2 援助困難事例への対応方法の検討と蓄積

独居高齢者や家族関係の複雑化、認知症状の悪化等で、生活行為やサービス利用の意思決定の支障や緊急対応を要する援助困難な事例に対する内部検討や研究を行い、より良い援助の模索に努めます。

また、介護支援専門員の交代に伴う丁寧な引き継ぎ対応や、職場内での事例検討、職場外での研修や助言を得る機会を確保し、介護支援専門員の援助に係る精神的な負担の軽減と円滑な援助に努めます。

○デイサービスセンター重点目標

1 利用者・家族の満足度の向上と安定した事業運営

高齢者の健康及び認知機能の維持に重要とされている「水分補給」・「運動」・「口腔ケア」の3つに重点を置いたケアを実践し、利用者の活動の活性化を図ります。

また、プログラムの種類ごとに職員でチームを作り、定期的な見直しや、参加したい活動が常に提供できる環境を整え、利用者の方の満足度の向上に努めます。

2 事務の効率化と記録の整備

介護記録や計画書作成について、検討会や研修会を実施し、作業の効率化と標準化を図ります。また、必要な情報が部署内外の関係者間で共有しやすいように記録の整備を行ない、迅速な情報提供が出来るようにします。事務の効率化によって生まれた時間はプログラムの検討や準備に充て、重点目標の達成に努めます。

○ホームヘルパーステーション重点目標

1 事務の効率化と地域性を活かした充実したサービスの提供

特定事業所加算Ⅱの要件であるヘルパーへの指示・報告を、全ての利用者でスムーズにメール化することで事務の効率化を図ります。

また、地域性を活かし綿密な連携、迅速な対応によって安心した在宅生活が続けられる様支援いたします。

障がい者サービスも利用者が増えてきていることから適正なサービスが出来る様、理解を深めてまいります。

2 登録ヘルパーの確保と質の向上

介護保険サービス・障がい福祉サービス・介護外サービス・介護予防・日常生活支援総合事業などサービスも多様化してきていることから、ニーズに応えられるよう今後もヘルパーの確保に努めます。

質の高いサービスを提供する為には介護技術は勿論のこと、コンプライアンス・接遇などしっかりと研修を行い、利用者・ご家族の方が『早島町のヘルパーで良かった』と満足いただけるよう質の向上に努めます。

▶活動内容

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営

(1) 理事会の開催

企業経営の視点に立った意思決定機関としての責任体制を明確化し、理事会で十分な審議を行う。

(2) 評議員会の開催

財産状況や役員の業務執行状況について、役員に対し意見を述べるとともに、法人の重要事項についての議決機関としての審議を行う。

(3) 内部監査の実施

社協全般の業務執行状況や、法人の財産状況の監査を受け、経営状況の把握や法人運営改善を行う。

(4) 役員の先進地視察研修の実施

社協が行う諸事業の充実強化を図るため、県内外の先進地社協へ出向いて、研鑽を深めるとともに事業改善の一助とする。

(5) 人事管理制度の推進

職務基準書や職員ごとの行動評価、目標管理に基づく人材育成を進めるとともに、外部専門業者を交えた評価者研修や調整会議を実施し、適正な人事評価作業を行う。

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進

(1) 社協だよりの発行

町民に対する社協活動や住民福祉活動等の情報提供手段として、広報誌「はやしま福祉情報「社協だより」」を年4回発行する。

(2) ホームページ等による福祉情報の発信

ホームページとソーシャル・サポート・ネットワークとの連動により、本会の事業活動状況や町内の福祉活動の積極的かつ効果的な発信を行う。

(3) 地域福祉活動計画推進状況の周知

「はやしまほっとプラン」の周知や更なる住民参画促進を目的に、地域や関係団体等へ出向き、同計画内容や進捗状況を発信する。

(4) 早島の匠ミニギャラリーの実施

「オアシス早島」1階ロビーを活用し、住民によるミニ作品展示を行い、一般住民の来館促進と、センター機能の周知を図る。

2. 会費・寄付・募金の収受

(1) 住民会員・会費の募集

地域住民や法人等へ任意での会費の募集を行う。

(2) 一般寄付等の受納

一般寄付・満中陰志を受納し、ほほえみ基金の原資として基金積み立てを行い、浄財は「社協だより」などの情報提供事業等に活用する。

(3) 共同募金運動の推進

「福祉活動の財源確保」を目的に、10月に「赤い羽根共同募金運動」、12月に「歳末たすけあい募金運動」を実施する。

3. 住民参画型生活支援活動の検討

(1) 外出支援活動の検討

福祉車両による移動支援やサロン送迎活動の他、付き添いの外出支援活動のあり方の検討や試行を行う。

(2) 生活支援活動の検討

ゴミ出しや買い物支援など、高齢者世帯等における生活課題に対応すべく、行政と協議をしながら、シルバー人材センターや地域組織と協働した生活支援サービスの創設に向けた検討や試行を行う。

(3) 生活支援サポーターの養成^①【早島町受託事業】

ゴミ出しや買い物等の生活支援活動の担い手となるサポーターを養成し、地域における助け合い活動の担い手を育成する。

4. 福祉活動員活動の支援

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

福祉活動員による主体的な地区活動を支援する「福祉活動員協議会」の事務局として同会の運営支援を行い、地区別福祉マップの作成や地域ニーズの共有など、地区の実情にあった活動の活性化に努める。

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

「福祉活動員協議会」と協働で、福祉知識や技術の習得、体験活動や福祉活動先進地視察の機会を設け、福祉活動員の関連知識や活動意欲の向上と具体的活動の促進を図る。

5. 地区福祉活動の推進

(1) 高齢者給食サービス活動の推進

地区内で食事の準備などが困難な、独居高齢者等を対象として、食事とふれあい交流の場を提供する「給食ボランティアグループ」への食材費等の助成や活動の支援を行う。

(2) ふれあい・いきいきサロン活動の推進

地区内での気軽なふれあい交流や仲間づくりができる「たまり場」づくりの普及に努める。活動グループに対し、助成・助言を行うとともにサロン活動の更なる普及や活性化を目的とした研修会を開催する。

(3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

概ね70歳以上の高齢者等を対象に、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で、熱中症予防啓発と関係づくりを目的に全地区一斉の友愛訪問活動を行う。

(4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

各地区の75歳以上の高齢者世帯や身体障がい者世帯の年末大掃除作業を、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で行う。作業を行う「おたすけ員」として、地区民生委員や福祉活動員以外にも地区住民へ福祉活動の機会として協力を求める。

(5) 地区福祉活動の支援

「福祉のまちづくり」に主体的に取り組む自治会や団体に対し、地区福祉活動のあり方の検討や具体的活動の支援を行う。また、活動支援には、取り組み内容に応じた活動費の助成を行う。

6. 福祉啓発（教育）の推進

(1) 地域住民への啓発活動

地域住民からの要請や様々な機会を捉えて、福祉等について啓発活動を行う。

(2) 夏のボランティア体験の実施

中学生以上を対象に、夏季休暇期間を活用したボランティア体験の場を設定し、他者とのふれあいの中から「福祉の心」を育成する。

(3) 福祉教育への協力支援

早島小学校や早島中学校が行う福祉教育に関する授業等に対し、福祉関係団体の協力を得ながら福祉教育の支援を行う。

(4) コミュニケーション麻雀の普及推進

介護予防啓発や地区交流活動の活性化を目的に、コミュニケーション麻雀を楽しむ場づくりや普及員の養成を行う。

(5) 福祉啓発事業の推進

地域住民への福祉啓発を目的に福祉当事者やボランティアグループの協力を得て、「福祉映画会」「障がい者作品展」等のイベント事業を行う。

7. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア保険の加入支援

安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動者の傷害や、賠償責任などについて補償するボランティア活動保険の加入促進を図る。

(2) 福祉ボランティアグループ活動の支援

ボランティア団体の活動支援と活動費の助成を行う。

<主な助成グループ>

早島いぐさ手話サークル、早島要約筆記サークルペンしる'、パソボラはやしま、はやしま朗読ボランティア福来朗、絵手紙ボランティアやまびこ、日曜大工ボランティアとんかち、運転ボランティアくるりん等

(3) ボランティア活動に関する相談・調整

「ボランティアをしたい方（団体）」や「求める方（団体）」の相談対応や、各種福祉団体活動を支援するプログラムの調整等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行う。

(4) ボランティア調整機能の検討

町内の福祉施設や事業所でのボランティア受入等の調整のあり方について、施設や事業所との情報交換や検討を進め、町内のボランティアニーズに対する円滑な調整（ボランティアコーディネート）ができるよう下地づくりを行う。

8. 福祉団体活動の支援

(1) 福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

当事者団体の活動支援と活動費支援を行う。

<主な助成グループ>

早島町身体障がい者福祉協会、早島つばさの会、ブロンズクラブ、早島保護司会、早島町更生保護女性会等

9. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 福祉有償運送事業の実施

公共交通機関を自力で利用できない高齢者や障がい者の玄関から目的地までの福祉車両による移動サービスを、タクシー料金の概ね半額相当の利用料で実施する。

(2) 福祉用具貸出サービスの実施

貸出希望者の状況を踏まえ福祉用具を貸出し、使用方法等の相談・助言を行う。また、貸与する福祉用具の見直しを行う。

10. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助

(1) 福祉・生活支援相談対応の環境整備

福祉サービス利用者や福祉活動者、その他の町民からの福祉や生活支援に関する助言や調整支援等、地域福祉センター内での相談窓口機能の拡充に向け、事務所内外周辺の環境整備を行う。

(2) 生活福祉資金貸付事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

低所得者世帯の経済的自立や、身体障がい者世帯の生活意欲の助長促進及び、在宅福祉・社会参加促進のために必要な資金を貸付けるため、生活福祉資金貸付に関する相談受付と県社協への申請や償還事務指導を行う。

(3) 日常生活自立支援事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や、日常的な金銭管理をサポートする「日常生活自立支援事業」の相談受付や県社協への申請、専門員及び生活支援員による援助等を行う。

11. 地域福祉センターの管理運営

(1) 施設利用の促進

町内の地域福祉活動拠点として、福祉関係者を中心にセンター内の施設の貸し出しと管理運営を行う。

(2) 備品・用具の貸出

町内の地域福祉活動の活性化のため、福祉活動に役立つ備品等（レクリエーション用具・機材）の貸し出しを行う。

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施

(1) 居宅介護支援事業の実施

要介護認定者を対象に、在宅での介護サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「ケアプラン」を作成する。また、介護サービス事業者との連絡調整や、サービス利用料の上限管理、要介護認定申請の代行などの業務を行う。

(2) 介護予防居宅介護支援事業の実施^①【早島町受託事業】

要支援認定者を対象に、在宅での介護予防サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「介護予防プラン」を作成する。また、介護予防サービス事業者との連絡調整や要介護認定申請の代行などの業務を行う。

2. 通所介護事業の実施

(1) 通所介護事業の実施

要介護認定者を対象に、介護が必要な高齢者の心身の機能の悪化を防止し、介護が必要な状態になっても、自宅での生活が出来るよう、趣味活動や人と交流のある生活を維持するとともに、介護者の心身の負担を軽減する。

(2) 介護予防通所介護事業の実施

要支援認定者を対象に、機能訓練や社会交流を通じて、自立へ向けた心身の機能維持や向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施^新

同サービス事業対象者を対象に、機能訓練を通じて、自立へ向けた生活機能の向上を目的とした支援を行う。

(4) 介護保険外サービス事業の実施

利用登録者を対象に、社会参加の促進と生き甲斐づくりを目的に、介護保険外の事業として、年1回の日帰り旅行の実施と、入院・入所中の方の短時間のデイ利用の受け入れや要支援認定者の入浴対応を行う。

3. 訪問介護事業の実施

(1) 訪問介護事業の実施

要介護認定者を対象に、心身の状況に応じ、安心して自立した日常生活が送れるよう支援するサービスで、ケアプランに基づいて身体介護（入浴介助、排泄、食事の援助など）や生活援助（調理、掃除、買い物など）、日常生活全般の支援を行う。

(2) 介護予防訪問介護事業の実施

要支援認定者を対象に、生活機能を維持向上させる観点から、日常の家事などをできるだけ自力で行うことで、身体機能を維持していけるよう自立へ向けた支援を行う。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施^新

同サービス事業対象者を対象に、自立に向けた生活機能の向上を目的とした支援を行う。

(4) 介護保険外サービス事業の実施

介護認定を受けているが、支給限度額超過や制度上サービス提供ができない内容に対し、身体介護や家事援助を行う。また、その他必要と認められた方への家事援助を行う。

(5) 障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）の実施

障がい・心身の状態に配慮した身体介護・家事援助など、日常生活全般の支援を行う。

(6) 障がい児者移動支援事業の実施

外出移動が困難な障がい児者の方に対し、自立生活・社会参加の促進を目的に、生活上必要な外出の移動支援を行う。